

問一答
**市内の社会福祉法人に
 度重なる指導監査を
 実施してきた背景は**

**施設利用者への虐待の通報が
 あったことなどから
 実施してきた**

前川 浩子 議員(市オ) 市内の社会福祉法人で、福祉の理念にそぐわない事案が山積し、改善を図っている途上と聞く。そこで、本市が把握している経緯と事実を聞きたい。

福祉保健部長 平成25年度から、一部社会福祉法人に対する指導監査の権限が都から市へ移譲された。当該法人に対しては、26年度から令和3年度までに計5回の指導監査を実施しており、現在の法人の体制において改善に向けた取組を進めている。なお、当該法人が運営する障害福祉サービス等事業所に対しても、実地指導を元年度から2回実施し、改善を求めてきた。

議員 当該法人へ重ねて指導監査を実施してきた背景は。

福祉保健部長 平成25年頃から、職員へのパワハラや施設利用者への虐待の通報があったほか、保護者への施設設備修繕費の水増し請求を把握したことなどから実施してきた。特別支援教育について複合的な課題を抱える児童・生徒への対応について。

「案内」
 市議会の本会議及び委員会、市議会のホームページからインターネット配信等も、実施しております。

常任委員会の審査報告から ※本定例会では、総務委員会に付託された議案はありませんでした。

文教委員会

陳情第5号
**発達障害児の教育機会の充実を
 求める陳情**

この陳情は、「特別支援教室の利用に関することや、市内の不登校児の不登校の原因及び発達障がいのある児童の公表を求め、実態調査と結果の公表を求める。更には、それらに基づき、子どもの個性に応じた支援の充実と発達障がい児の学びの機会を保障することを求める」との内容である。

委員から、「聴覚過敏の子どものな

厚生委員会

第28号議案
**府中市市税条例等の一部を改正
 する条例**

この議案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長や、固定資産税の納税証明書におけるDV被害者等の住所の記載に関する見直しなど、所要の改正を行うもの。

主な改正内容として、「住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和

建設環境委員会

陳情第4号
**道路課とオンブズパーソン
 の対応についての陳情**

この陳情は、「令和3年5月、京王線中原駅近くの歩道で突起物につまずき転倒、負傷した。その後、道路課に報告したところ不誠実な回答があったため、オンブズパーソンに調査を依頼したが同様の見解であったことから、市議会において両者に対し、指導していただきたい」との内容である。

委員から、「市としては、当該箇

どへのきめ細やかな対応は要望したいが、不登校の方に発達障がいがあるか否かという点を前提に調査するのは人権上の問題もあり適切ではないという教育委員会の意見を踏まえ、実態調査とその公開については難しいと考えるため、不採択を主張する。」「できる範囲で実態調査を行うことは、インクルーシブ教育を進めていく上で大切なことであると考えるため、採択を主張する」等の意見があった。

審査の結果、本陳情については、賛成多数により、採択すべきものと決定した。

7年末まで延長する」「不動産登記法の改正に伴い、固定資産税の納税証明書において、DV被害者等の登記簿上の住所が記載されている場合は、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項を記載する」等の説明があった。

質疑に対して、「住所に代わる事項は、DV被害者等の親族や知人、支援団体の住所などを想定している」等の答弁があった。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

所は歩道という認識はないとのことであるが、その一方で現在、カラーコーンを現場に設置し、今後は突起物と指摘された境界石を所管する鉄道会社と協議しながら、柵等を設けるなどの対策を講じていきたいとのことである。このように、市として行うべき対応は行っていると考えており、かつ、議会はオンブズパーソンに対して指導するような立場にはないことから、不採択を主張する」等の意見があった。

審査の結果、本陳情については、全員異議なく、不採択にすべきものと決定した。

特別委員会の概要

基地等跡地対策特別委員会

調布基地跡地の状況について、調布飛行場諸課題検討協議会が開催され、都の取組全般の履行状況などに関する意見交換を行い、自家用機分散移転の早期実現に向けて取り組むよう改めて要望した。

府中基地跡地留保地の状況について、都が推進する多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業において、令和3年度末に検討結果を都へ報告したが、米軍通信施設が国に返還されたことに伴う、利用計画見直しの必要性を現在検討している。

法務省関連施設に係る動きについて、関東医療少年院跡地を含む周辺地区における地区計画の策定に向け、4年6月に第2回まちづくり協議会を開催し、当該計画の具体的な内容について話し合いを行ったなどの報告があり、これを了承した。

市庁舎建設特別委員会

新庁舎建設工事の進捗率について、令和4年5月23日時点の既存庁舎解体工事及び「はなれ」工事を含めた全体の進捗率は15・4%、「おもや」工事のみの進捗率は33・7%である。今後の予定として、4年6月は引き続き3階の躯体工事を行うとともに、4階及び5階の躯体工事に着手する。また、工事の進捗に合わせ外部足場を設置し、外装工事にも着手する。

4年度事業計画における事前移転について、5年2月に市政情報公開室をふるさと府中歴史館に、国際交流サロンの男女共同参画センターに、それぞれ移転する。また、選挙管理委員会事務局についても、5年4月下旬にみどり幼稚園跡地に移転するなどの報告があり、これを了承した。

学校施設老朽化対策特別委員会

第二期改築実施校である第三小学校及び第六小学校の改築事業について、令和4年3月に基本設計作業が完了している。

第三小学校の基本設計に反映する整備方針では、教室の壁面3面を板書できるようにしていること、校庭の一部を全天候型舗装にすること、「桜の森」の再整備や既存の樹木、記念碑等を可能な限り継承することなどが特徴的な項目となっている。

第六小学校の基本設計に反映する整備方針では、整形な校庭を整備するとともに、日差しや雨を遮る軒下空間を整備することなどが項目として取り上げられている。また、配置計画の考え方として、正門近くに多目的広場を設け、地域活動や災害時にも利用しやすい計画としているなどの報告があり、これを了承した。

公契約関係競売入札妨害事件に係る再発防止対策特別委員会

令和4年3月22日に開催された委員会については、倫理条例に係る検討として、倫理条例の枠組み案のうち、政治倫理に関する審査会における審査請求の期間、宣誓教育、委任の項目について議員間討議を行った。また、審査会の設置、委員構成の項目については、次回以降、協議することとした。

4年4月19日に開催された委員会については、倫理条例の枠組み案のうち、未整理となっていた項目である説明会、逮捕・起訴・刑確定後の措置について取りまとめた。また、倫理条例の枠組み案のうち、未整理となっていた項目である説明会、逮捕・起訴・刑確定後の措置について取りまとめた。

4年5月9日に開催された委員会については、審査会の設置、委員の構成等、委員の任期、議員報酬の支給停止、刑確定後の措置、条例の検証等の項目について、条文案を基に議員間討議を行った。

その後、委員外議員への倫理条例素案の説明、市民からの意見聴取方法について協議を行った。

4年5月18日に開催された委員会については、倫理条例に規定する全項目について、条文の素案として整理したものを基に議員間討議を行い、素案を取りまとめた。

その後、委員外議員への倫理条例素案の説明について再確認を行ったほか、市民からの意見聴取方法について議員間討議を行った。

4年6月13日に開催された委員会については、委員外議員への政治倫理条例(仮称)素案説明会における、意見・質問の要旨についての報告を行った。その後、政治倫理条例(仮称)施行規則に規定する項目について議員間討議を行い、条文案については、後日、提示することとするなどの報告があり、これを了承するとともに、議会閉会中における継続審査とした。